

開催日時

2021年12月24日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

大阪市北区茶屋町19番19号
アプローズタワー13階 会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件

第43回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

【議決権の事前行使のお願い】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会へのご来場を見合わせ、郵送により事前に議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 3187

2021年12月7日

株 主 各 位

大阪市北区茶屋町19番19号
株式会社サンワカンパニー
代表取締役社長 山 根 太 郎

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の適切な感染予防対策を講じた上で開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、安全確保及び感染拡大防止の観点から、本総会へのご来場を見合わせ、郵送により事前に議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

ご欠席の場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年12月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|-----------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2021年12月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区茶屋町19番19号
アプローズタワー13階 会議室 |

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 第43期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「財産及び損益の状況」「主要な事業内容」「主要な営業所等」「使用人の状況」「主要な借入先の状況」「その他会社の現況に関する重要な事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://info.sanwacompany.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。なお、当該事項は、監査役が監査報告を作成するに際して監査した事業報告及び計算書類に含まれており、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した計算書類に含まれております。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

～新型コロナウイルス感染防止のためのご協力のお願い～

- ・本総会にご来場いただく株主の皆様におかれましては、当日のご体調をお確かめのうえ、マスクの着用など感染予防にご配慮ください。
- ・発熱、咳等の症状がある方や体調にご不安のある方は、ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・ご来場される場合には、マスクの持参、着用や、アルコール消毒液のご使用など、感染防止のための措置にご協力をお願い申し上げます。
- ・当日は受付にて検温をさせていただき、発熱（37.5度以上）があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りする場合がございます。
- ・本総会においては、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。
- ・密集防止の観点により、座席の間隔を広げるため、会場の席数に限りがあり、ご来場いただいても入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・当日は、役員及び株主総会の運営スタッフにおきましても、体温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) モジュラー建築であるCLASCO（クラスコ）の新シリーズとして、トレーラーハウスタイプ（車両）の≪mobileCLASCO（モバイルクラスコ）≫の販売を開始したことを踏まえ、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

(2) 2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会（以下、「バーチャルオンリー型株主総会」）の開催が可能となりました。当社におきましても、将来的に株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、バーチャルオンリー型株主総会の開催を可能とするため、現行定款第12条第2項を追加するものであります。

なお、本変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力が生じるものいたします。

(3) 令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法が2022年中に施行されますので、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、現行定款第13条の変更を行うものであります。

(4) 上記（2）及び（3）の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

| 現 行 定 款                                            | 変 更 案                                  |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------|
| (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1)～(9) (条文省略) | (目的)<br>第2条 (現行どおり)<br>(1)～(9) (現行どおり) |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                                                                                                   | (10) <u>自動車、中古自動車等車両の販売及び<br/>買取、リース、レンタル、輸出入並び<br/>に整備</u>                                                                              |
| (10)～(23) (条文省略)                                                                                                                                                       | (11)～(24) (現行どおり)                                                                                                                        |
| 第3条～第11条 (条文省略)                                                                                                                                                        | 第3条～第11条 (現行どおり)                                                                                                                         |
| (招集)                                                                                                                                                                   | (招集)                                                                                                                                     |
| 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれ<br>を招集し、臨時株主総会は、必要あるときに<br>随時これを招集する。                                                                                                        | 第12条 (現行どおり)                                                                                                                             |
| (新設)                                                                                                                                                                   | <u>2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株<br/>主総会とすることができる。</u>                                                                                           |
| <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみな<br/>し提供)</u>                                                                                                                                | (削除)                                                                                                                                     |
| <u>第13条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総<br/>会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計<br/>算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情<br/>報を、法務省令に定めるところに従いインタ<br/>ーネットを利用する方法で開示することによ<br/>り、株主に対して提供したものとみなすこと<br/>ができる。</u> |                                                                                                                                          |
| (新設)                                                                                                                                                                   | <u>(株主総会資料の電子提供)</u>                                                                                                                     |
|                                                                                                                                                                        | 第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、会社法<br>第325条の2に定める電子提供措置をとる。                                                                                        |
|                                                                                                                                                                        | <u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のう<br/>ち、法務省令で定めるものの全部または一部<br/>について、基準日までに会社法第325条の5<br/>に定める書面交付請求をした株主に対して交<br/>付する書面に記載することを要しないことと<br/>する。</u> |

| 現 行 定 款                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第14条～第41条 （条文省略）</p> <p>（新設）</p> | <p>第14条～第41条 （現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>（株主総会の場所に関する経過措置）</u></p> <p>第1条 第12条（招集）第2項の追加は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)の定めにより、当会社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本条は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</p> <p><u>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p>第2条 現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第13条（株主総会資料の電子提供）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第13条はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から6月を経過した日又は前項の株主総会の日から3月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除するものとする。</p> |

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役出口治明氏は、2021年6月22日付で辞任により退任いたしました。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1          | やま ね た ろう<br>山 根 太 郎<br>(1983年7月15日)  | 2008年4月 伊藤忠商事株式会社入社<br>2014年4月 当社入社 商品部長<br>2014年6月 当社代表取締役社長(現任)                                                                                                                                                               | 1,334,400株 |
| 2          | つ ざき こう いち<br>津 崎 宏 一<br>(1975年3月18日) | 1998年4月 株式会社間組(現：株式会社安藤・間)<br>入社<br>2003年1月 株式会社ユーエスシー(現：株式会社<br>レスターホールディングス)入社<br>2016年10月 当社入社 管理部長兼経営企画部長兼<br>人事部長<br>2016年12月 当社取締役管理部長兼経営企画部長兼<br>人事部長<br>2017年11月 当社取締役副社長拠点事業部長兼管理<br>部長<br>2019年11月 当社取締役副社長拠点事業部長(現任) | 521,000株   |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                                 | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3         | こ すが まさ のぶ<br>小 菅 正 伸<br>(1956年1月20日)                  | 1993年 4 月 関西学院大学商学部教授(現任)<br>1996年 4 月 同大学大学院商学研究科博士課程前期<br>課程指導教授<br>1999年 4 月 同大学大学院商学研究科博士課程後期<br>課程指導教授<br>2005年 4 月 同大学大学院経営戦略研究科会計専門<br>職専攻教授<br>2007年 4 月 同大学入試部長<br>2010年 4 月 同大学商学部長<br>2012年 3 月 株式会社竹中工務店社外監査役<br>(現任)<br>2014年 4 月 関西学院大学副学長(現任)<br>同大学教務機構長<br>学校法人関西学院常任理事(現任)<br>2015年12月 当社社外取締役(現任) | 21,200株    |
| 4         | しら かわ とう こ<br>白 河 桃 子<br>(戸籍上の氏名 小林美紀)<br>(1961年4月25日) | 2002年 4 月 著作活動を本格的に開始<br>2013年 4 月 相模女子大学客員教授<br>2018年 4 月 昭和女子大学客員教授 (現任)<br>2020年 4 月 相模女子大学大学院特任教授 (現任)<br>2020年 4 月 当社社外取締役 (現任)<br>2020年 9 月 株式会社ジョイフル本田社外取締役<br>(現任)<br>2021年 4 月 大和アセットマネジメント株式会社<br>社外取締役 (現任)                                                                                               | 一株         |

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 小菅正伸及び白河桃子の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

3. (1) 小菅正伸氏は、会計学を研究する大学教授としての長年にわたる豊富な知識と幅広い見識を有されており、その専門的知識と見識に基づき当社の監督機能の強化や、有益な助言をいただけることを期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職

務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

- (2) 白河桃子氏は、女性のライフキャリア、ワークライフバランス、ダイバーシティなどをテーマに執筆される作家、ジャーナリストとしての深い洞察力和客観的な視点に加え、政府が主催する女性活躍、働き方改革に係る会議に参加されるなど、従業員の働き方に関する豊富な知見に基づいた適切な助言をいただけることを期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
4. 社外取締役候補者両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、小菅正伸氏は6年、白河桃子氏は1年8カ月であります。
5. 当社は、小菅正伸及び白河桃子の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約を任期途中で同内容で更新することを予定しております。

以 上

(提供書面)

## 事業報告

( 2020年10月 1 日から  
2021年 9 月30日まで )

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

- ① 当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの変異株の出現により感染症が再び拡大し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が一部地域に発出される中、国内外のワクチン接種の促進により経済の持ち直しが見えつつも、引き続き個人消費、企業収益、雇用情勢等は弱い動きとなり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社は売上成長を維持しつつ高収益な企業体質に変革することを目指し、国内事業の収益基盤を強化すると同時に、今後の収益の柱となる新規事業の土台作りに取り組みました。

当事業年度におきましては、以前より継続して実施しているWEB広告やSEO対策、SNSによるマーケティングやコンテンツマーケティング等、各種の集客施策が奏功し、コロナ禍においても新規登録会員数は右肩上がりとなり、売上増加に繋がりました。商品カテゴリ別では、主力の洗面に加え、建具、エクステリア、収納カテゴリが好調に推移いたしました。空間全体のプロデュースを意識したECサイトの訴求効果などにより、洗面台や洗面ボウルと併せてミラーボックスや水栓も好調に推移するなど、洗面カテゴリ全体で売上が増加いたしました。建具、エクステリア、収納カテゴリでは、人気商品のバリエーション追加などにより、各カテゴリで主力商品の売上が増加いたしました。オリジナル新商品の投入に加え、インテリア雑貨等の取り扱いを増やすなど、空間全体をプロデュースできる品揃えを目指し、ラインナップを拡充しております。

新たな生活様式への対応としましては、オンライン接客サービスをはじめ、新商品オンラインセミナーを開催するなどオンラインを活用した取り組みを推進しているほか、2020年10月より在宅勤務とフレックスタイム勤務を制度として導入し、変化する環境に対応した働きやすい環境づくりにも注力いたしました。その他、今後の建築・インテリア業界を支える才能豊かなデザイナーを発掘する「サンワカンパニーデザインアワード」や、デザイン業界の未来を担うアーティストの支援を行う「sanwacompany Art Award / Art in The House」を継続して開催するなど、デザインを強みとする当社のブランド認知を高めると同時に、これからの社

会を発展させる若者支援にも取り組んでおります。また、当社のビジョン『大阪発、世界の人々の「くらし」で最も必要とされる企業集団を目指します』に基づき、社会・環境の持続可能性を追求し、子供たちの明るい未来を創ることを目指して日々の事業活動を行うことにつき、改めて「サステナビリティ基本方針」を策定いたしました。

一方で、今後、住宅事業や不動産再販事業などの新規事業を強化していくため、2020年10月に当該事業を管轄するスペースデザイン事業部を新設いたしました。モジュラー建築である《CLASCO》の新シリーズとして、トレーラーハウスタイプの《mobileCLASCO》をリリースし、物件の企画・設計から設備・建材のコーディネートといった空間をトータルプロデュースするサービスを強化しております。2021年9月には、サンワカンパニーと創る家《ASOLIE》と一緒に展開していただける、デザインネットワーク※加盟工務店の募集も開始し、事業を推進しております。

海外事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で現地への訪問や現地での営業活動に制約が続く中、オンラインを活用した商談やショールームツアーを実施するなど、現地の代理店と協業して販路の拡大に取り組みしました。

なお、人員増加による人件費の増加等はあったものの、固定費の増加が一定程度に抑えられたことで、営業利益及び経常利益は前事業年度より増加しましたが、東京及び福岡ショールーム移転に伴う減損損失の計上及び法人税等の増加により当期純損失となりました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高11,259百万円（前年同期比7.6%増）、営業利益275百万円（前年同期比431.3%増）、経常利益275百万円（前年同期比380.4%増）、当期純損失50百万円（前年同期は当期純損失168百万円）となりました。

なお、当社は、住宅設備機器、建築資材のインターネット通信販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

※当社と加盟工務店が一体となって運営する住宅のVC（ボランタリーチェーン）。デザインコードを使って自由設計の住宅を供給していくネットワーク。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は426百万円で、その主なものは東京ショールームの移転（276百万円）であります。

## ③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を取引銀行6行と締結しております。

なお、当事業年度末における当該契約に基づく借入実行残高は800百万円であります。

## (2) 重要な親会社、子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

## (3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大が国内外の経済に大きな影響を及ぼしており、先行きについては非常に不透明な状況となっておりますが、当社の事業領域と相関の高いEC市場におきましては、「新しい生活様式」の実践が推奨される中、今後ますます需要が高まってくることが予想されます。

また、業界内における競争の激化は続くと思われるものの、当社の事業規模に比してこの業界の市場規模は巨大であり、その中において当社はまだまだ認知されているとはいえない存在であることから、収益獲得の余地は大いにあると考えております。

このような状況の中、当社は以下のような課題に継続的に取り組むことで、収益の拡大を推進したいと考えております。

### ① オリジナル商品の拡充

当社は住宅設備機器・建築資材をはじめとした住空間にまつわる商品を幅広く豊富に取り揃えており、売上高の約8割がオリジナル商品（自社開発商品と国内で独占的に販売できる海外輸入商品）です。このオリジナル商品を更に充実させることでお客様の商品選択の自由度を高めてまいります。デザインコンセプトは「ミニマリズム」で、そのシンプルで洗練された美しいデザインを極めると同時に、デザイン力や商品力によりブランド価値を向上させるべく世界的な工業賞に積極的に応募してまいります。また、国内調達商品においては意匠的に独創性の高い商品を投入し、更には、家具や照明、デザイン家電、ペット用品といった周辺領域へも商品ラインナップを拡充して、お客様のライフスタイルに合わせた住空間のコーディネートを当社がトータルにプロデュースできる品揃えを目指してまいります。

### ② 海外展開の推進

当社の事業規模に対して市場規模は巨大といえますが、日本国内における住宅着工件数が下がっていく中、国内のみの事業ではいずれかの時期に成長の鈍化・停滞が起こると考えております。そのためオリジナリティと適正価格を併せ持つ自社開発商品の強みを生かし、進出国によってスキームを変え、各国の状況に最も適した方法で販売の基盤を作り、売上の拡大を目指してまいります。

③ 価格競争力の追求

インターネット通信販売の強みを生かして、既存の商流、流通を経由しないことによって獲得できる価格競争力を今後も維持したいと考えております。また、調達価格低減のため、単一の商品を複数の仕入先で生産できるようにするなど、常にコストダウンや適正な在庫量を意識して業務を推進してまいります。

④ 周辺サービスの拡充

当社は、住宅設備機器及び建築資材を網羅的に取り扱っておりますが、お客様からは商品販売にとどまらない設計や施工まで含めたサービスに対するご要望があります。この状況に対し、当社商品が採用された物件の設計に係るコンサルティングや、全国の施工業者ネットワークを利用した工事会社紹介サービスの実施により、適正かつ透明性の高い価格での周辺サービスの充実に努めてまいります。

⑤ 知名度の向上

当社は現在、東京、大阪、仙台、名古屋、福岡にショールームを設置しております。これらショールームを通じて、また、遠方の方にはSNSなどのオンラインツールを活用して、お客様との接点を増やしてまいります。また、潜在顧客に対してはマスメディアやデジタルメディアといった各種メディアを使い分け、ブランド認知を高めると同時に、既存顧客に対してはカタログ送付やメルマガ配信によりリピート率の向上とロイヤルカスタマーの育成を図ってまいります。

⑥ 組織体制の強化

当社は、これまで比較的小規模な組織で運営されており、内部管理体制もこれに応じたものとなっておりますが、今後、事業の拡大に応じて必要になる人員を適時に補充し、内部管理体制の一層の充実を図ってまいります。また、社内研修制度の充実を図り、従業員一人ひとりの能力を十分に活かすための取り組みを推進すると同時に、必要に応じて外部顧問による助言を受けるなど、経営基盤の強化及び商品企画・開発・品質と商品販売体制の更なる強化を図ってまいります。

## 2. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 17,372,000株 (自己株式599,000株を除く)  
 (3) 株主数 3,057名(前期末比621名減)  
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                          | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------|------------|---------|
| 山 根 良 太                                        | 2,060,000株 | 11.9%   |
| 株 式 会 社 ジ ェ イ ア ン ド エ ル デ ザ イ ン                | 1,700,000  | 9.8     |
| 山 根 ア セ ッ ト 株 式 会 社                            | 1,700,000  | 9.8     |
| 山 根 太 郎                                        | 1,334,400  | 7.7     |
| 野 村 證 券 株 式 会 社                                | 858,900    | 4.9     |
| 渡 辺 パ イ プ 株 式 会 社                              | 799,346    | 4.6     |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC I<br>SG (FE-AC) | 777,720    | 4.5     |
| B N Y M N O N - T R E A T Y D T T              | 552,700    | 3.2     |
| M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S        | 543,200    | 3.1     |
| 津 崎 宏 一                                        | 521,000    | 3.0     |

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年8月12日開催の取締役会の決議に基づき、175,200株の自己株式を取得いたしました。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2021年9月30日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                    |
|---------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 山 根 太 郎 |                                                                                            |
| 取 締 役 副 社 長   | 津 崎 宏 一 | 拠点事業部長                                                                                     |
| 取 締 役         | 小 菅 正 伸 | 関西学院大学 副学長<br>学校法人関西学院 常任理事<br>株式会社竹中工務店 社外監査役                                             |
| 取 締 役         | 白 河 桃 子 | 作家 ジャーナリスト<br>相模女子大学大学院 特任教授<br>昭和女子大学 客員教授<br>株式会社ジョイフル本田 社外取締役<br>大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役 |
| 常 勤 監 査 役     | 坂 本 泰 典 |                                                                                            |
| 監 査 役         | 服 部 景 子 | 公認会計士<br>服部景子公認会計士事務所 代表<br>株式会社ツクルバ 常勤監査役                                                 |
| 監 査 役         | 三 村 雅 一 | 弁護士<br>S & W国際法律事務所 マネージングパートナー<br>株式会社 S & W 取締役                                          |

- (注) 1. 取締役小菅正伸及び白河桃子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役坂本泰典、服部景子及び三村雅一の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役服部景子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動
- (1) 社外取締役白河桃子氏は、2021年4月1日付で大和アセットマネジメント株式会社の社外取締役に就任いたしました。
- (2) 取締役出口治明氏（立命館アジア太平洋大学学長、学校法人立命館副総長・理事、株式会社グローバルキッズ COMPANY社外取締役）は、2021年6月22日付をもって辞任により退任いたしました。
5. 当事業年度中の監査役の異動
- (1) 2020年12月25日開催の第42回定時株主総会において、服部景子及び三村雅一の両氏は、新たに監査役に選任され、就任いたしました。
- (2) 2020年12月25日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって、監査役楠山宏及び児玉文人の両氏は、任期満了により退任いたしました。

6. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役小菅正伸及び白河桃子並びに社外監査役坂本泰典、服部景子及び三村雅一の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

また、2021年6月22日付で社外取締役を退任いたしました出口治明氏とも同様の契約を締結しておりました。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の決定方針は次のとおりです。

1. 基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を牽引する優秀な経営人材を保持・獲得するため、競争力のある報酬水準を設定し、各取締役の報酬等の額は当社の経営成績や経営内容及び個人の責任や実績を考慮して決定することを基本方針とする。取締役の報酬等は、金銭報酬と非金銭報酬等で構成することとし、社外取締役の報酬等は原則、金銭報酬（固定報酬）のみとする。

2. 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の金銭報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（社外取締役を除く）の非金銭報酬等は、事前交付型の譲渡制限付株式とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として付与する。取締役（社外取締役を除く）に付与する譲渡制限付株式の内容は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

4. 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社と同程度の事業規模を持つ企業や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を参考に、報酬等の種類ごとの比率は、非金銭報酬が全体の６割を超えない範囲で決定する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の報酬等の額に関する事項全てとする。

## ②当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額（千円）      |             |                 | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|---------------------|---------------------|-------------|-----------------|-----------------------|
|                    |                     | 基本報酬                | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等      |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 114,401<br>(12,709) | 101,880<br>(11,880) | －<br>(－)    | 12,521<br>(829) | 5<br>(3)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 10,200<br>(10,200)  | 10,200<br>(10,200)  | －<br>(－)    | －<br>(－)        | 5<br>(5)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 124,601<br>(22,909) | 112,080<br>(22,080) | －<br>(－)    | 12,521<br>(829) | 10<br>(8)             |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 前頁には、2020年12月25日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名（うち社外監査役2名）及び2021年6月22日に退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2017年12月27日開催の第39回定時株主総会において年額500,000千円以内（うち、社外取締役分は年額200,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。また、金銭報酬とは別枠で、同株主総会において、取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額として年額500,000千円以内（うち、社外取締役分は年額200,000千円以内）、これにより発行又は処分される当社株式の総数を年1,500千株以内（うち、社外取締役分は年600千株以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は2名）です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2017年12月27日開催の第39回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
6. 取締役会は、代表取締役社長山根太郎に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役小菅正伸氏は関西学院大学副学長、学校法人関西学院常任理事及び株式会社竹中工務店社外監査役を兼務しており、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役白河桃子氏は相模女子大学大学院特任教授、昭和女子大学客員教授、株式会社ジョイフル本田社外取締役及び大和アセットマネジメント株式会社社外取締役を兼務しており、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・2021年6月22日付で退任いたしました社外取締役出口治明氏は立命館アジア太平洋大学学長、学校法人立命館副総長・理事及び株式会社グローバルキッズCOMPANY社外取締役を兼務しておりました。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役服部景子氏は服部景子公認会計士事務所代表及び株式会社ツクルバ常勤監査役を兼務しており、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役三村雅一氏はS & W国際法律事務所マネージングパートナー、株式会社S & W取締役を兼務しており、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                      |
|-------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 小 菅 正 伸 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。社外取締役に就任以降、会計学を研究する大学教授である専門的な知見に基づき、独立した立場から会計分野及び経営全般に対して助言・提言するなど当社の監督機能強化に寄与し、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 |
|       | 出 口 治 明 | 2021年6月22日退任までに当事業年度に開催された取締役会11回のうち4回に出席いたしました。経営者としての豊富な経験とインターネット通信販売ビジネスについての高い知見を有されており、当社の経営体制に関する助言・提言を行っておりました。                           |
|       | 白 河 桃 子 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。作家、ジャーナリストとして女性活躍、ダイバーシティといった働き方に関する豊富な知識に基づいて、議案・審議について幅広い観点から積極的な発言を行っており、特に当社の人事制度や組織運営に関する助言・提言を行っております。    |
| 社外監査役 | 坂 本 泰 典 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。経営者及び監査役としての経験並びに、経理財務、総務人事及び企画分野における豊富な経験、見識を有しており、経営全般の監督に関する助言・提言を行っております。                     |
|       | 服 部 景 子 | 2020年12月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。公認会計士である専門的見地から、計算書類等の適法性・妥当性に関する助言・提言を行っております。                                   |
|       | 三 村 雅 一 | 2020年12月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。弁護士である専門的見地から、コンプライアンス、内部統制に関する助言・提言を行っております。                                     |

(注)上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

#### 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、業績の進展等を勘案しながら利益還元に努めることを基本方針としております。また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化と今後の事業展開に備え確保し、将来にわたる株主利益の向上に努めていく所存であります。

なお当社は、会社法第459条第1項に基づき、9月30日及び3月31日を基準日として、取締役会の決議により剰余金の配当を実施することができる旨を定款に定めております。株主の皆様への利益還元と内部留保のバランスを総合的に判断し、業績と市場動向に応じた柔軟な対応を行っていく所存ではありますが、現時点において毎事業年度における配当の回数についての方針及び具体的な実施時期等は未定であります。

~~~~~  
本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,877,478	流動負債	2,561,454
現金及び預金	793,462	買掛金	785,013
売掛金	638,430	短期借入金	800,000
商 品	1,141,604	1年内返済予定の長期借入金	82,670
未 着 商 品	62,862	未 払 金	205,632
仕掛販売用不動産	46,901	未 払 費 用	97,850
貯 蔵 品	19,779	未 払 法 人 税 等	37,829
前 渡 金	106,297	未 払 消 費 税 等	2,172
前 払 費 用	78,740	前 受 金	322,457
そ の 他	1,252	預 り 金	7,898
貸 倒 引 当 金	△11,852	資 産 除 去 債 務	54,755
固定資産	1,838,979	賞 与 引 当 金	125,978
有形固定資産	757,839	ポ イ ン ト 引 当 金	31,653
建 物	630,736	そ の 他	7,543
車 両 運 搬 具	4,365	固定負債	354,428
工具、器具及び備品	46,879	長 期 借 入 金	117,500
土 地	70,844	資 産 除 去 債 務	234,678
建 設 仮 勘 定	5,013	長 期 預 り 保 証 金	2,250
無形固定資産	65,148	負債合計	2,915,883
商 標 権	8,788	(純資産の部)	
意 匠 権	2,635	株 主 資 本	1,798,747
ソ フ ト ウ エ ア	53,724	資 本 金	594,212
投資その他の資産	1,015,991	資 本 剰 余 金	544,212
投資有価証券	260,654	資 本 準 備 金	544,212
関係会社株式	0	利 益 剰 余 金	876,489
関係会社長期貸付金	133,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	876,489
長期前払費用	335,051	繰 越 利 益 剰 余 金	876,489
差入保証金	339,964	自 己 株 式	△216,166
繰延税金資産	71,796	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,826
そ の 他	8,523	その他有価証券評価差額金	1,826
貸 倒 引 当 金	△133,000	純 資 産 合 計	1,800,574
資産合計	4,716,457	負債純資産合計	4,716,457

損 益 計 算 書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目						金 額
売 上	原 高	価	利	益		11,259,824
売 上	原 高	価	利	益		7,224,261
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	総 収	益	益	益		4,035,563
営 業 外 収 益	取 替	利 差	息	益		3,760,462
受 為 受 受 物 そ	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		275,100
営 業 外 費 用	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		624
支 払 手 組 合 運 用	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		1,596
支 払 手 組 合 運 用	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		3,082
投 資 事 業 報 酬 費	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		11,216
株 式 報 酬 費	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		541
支 払 手 組 合 運 用	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		2,598
支 払 手 組 合 運 用	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		2,663
支 払 手 組 合 運 用	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		3,464
支 払 手 組 合 運 用	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		3,083
支 払 手 組 合 運 用	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		5,095
支 払 手 組 合 運 用	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		4,667
支 払 手 組 合 運 用	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		167
支 払 手 組 合 運 用	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		19,141
支 払 手 組 合 運 用	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		275,619
支 払 手 組 合 運 用	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		1,995
支 払 手 組 合 運 用	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		73,252
支 払 手 組 合 運 用	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		186,440
支 払 手 組 合 運 用	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		261,689
支 払 手 組 合 運 用	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		13,929
支 払 手 組 合 運 用	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		36,372
支 払 手 組 合 運 用	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		28,456
支 払 手 組 合 運 用	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		64,828
支 払 手 組 合 運 用	取 取 品	保 補 売 の	利 差	金 金 益 他		50,898

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月18日

株式会社サンワカンパニー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 前 川 英 樹
公認会計士 木 村 容 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンワカンパニーの2020年10月1日から2021年9月30日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査を担当する部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業拠点等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」（会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指
摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月19日

株式会社サンワカンパニー 監査役会

常勤監査役 坂 本 泰 典 ㊟

社外監査役 服 部 景 子 ㊟

社外監査役 三 村 雅 一 ㊟

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

メ モ

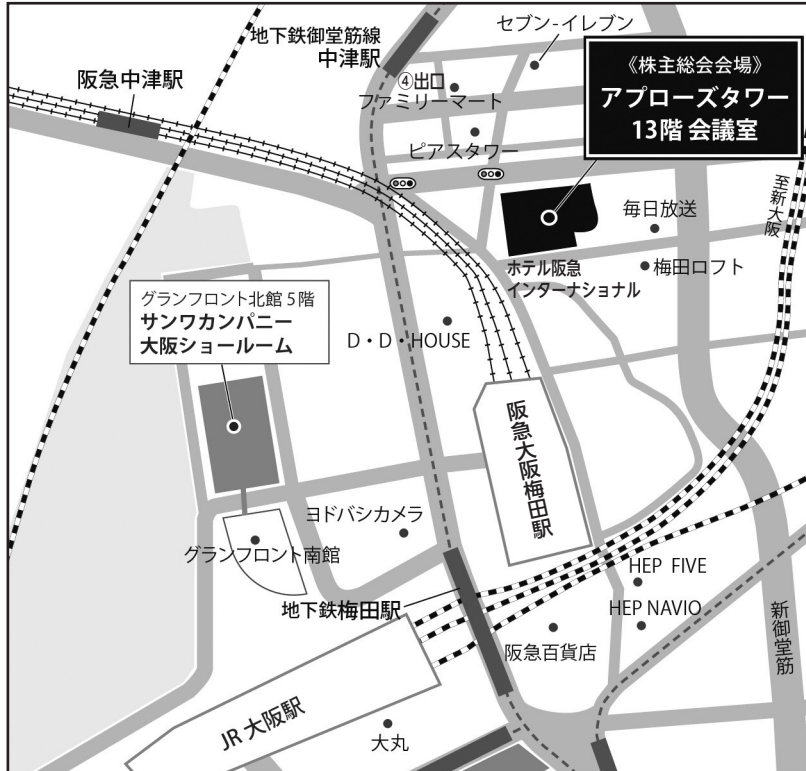
Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区茶屋町19番19号
アプローズタワー13階 会議室
TEL 06-6377-5577



交通 阪急電車「大阪梅田」駅 茶屋町口から 徒歩約3分
地下鉄御堂筋線「中津」駅 4号出口から 徒歩約4分
地下鉄御堂筋線「梅田」駅 徒歩約7分
JR線「大阪」駅 御堂筋北口から 徒歩約8分

※当会議室はホテル阪急インターナショナルと同じビルですがオフィス用エレベーターで13階までお越しく下さい。

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。